

1 独禁法違反事件審決(平成 22 年 3 月 23 日)の概要

□ 主 文

- 1 被審人らは、遅くとも平成 13 年 4 月 1 日以降行っていた、岩手県が条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により、A の等級に格付している者のうち岩手県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認することを取締役会等業務執行の決定機関において決議しなければならない。
- 2 被審人らは、それぞれ、次の事項を、被審人らのうち自社を除く 79 社及び岩手県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 前項に基づいて採った措置
 - (2) 今後、共同して、岩手県が条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する前記工事において、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 3 被審人らは、今後、それぞれ、相互の間において又は他の事業者と共同して、岩手県が競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 被審人らは、前 3 項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

□ 理 由

第 1 独占禁止法違反となる事実

被審人らは、いずれも建設業を営み又は営んでいた者であるが、遅くとも平成 13 年 4 月 1 日以降、岩手県が条件付き一般競争入札、受注希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により、同県が建築一式工事について A の等級に格付した者のうち同県内に本店を置く業者のみを入札参加者として発注する建築一式工事(以下「岩手県発注の特定建築工事」という。)について、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、

- (1) 当該工事について受注を希望する者又は受注を希望する JV は 106 社が会員となっていた「トラストメンバーズ」又は「TST 親交会」と称する会の会長又は地区役員に対して、その旨を表明し
 - ア 受注希望者が 1 名のときはその者を受注予定者とする
 - イ 受注希望者が複数のときは、「継続性」(主として過去に自社が施工した建築物であること。以下同じ。)
「関連性」(主として過去に自社が施工した建築物と関連する建築物の工事であること。以下同じ。)
地域性(主として工事場所が自社の事務所に近いこと。以下同じ。)等の事情を勘案して受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する
- (2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意（以下「本件合意」という。）の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものである。（以下、本件基本合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為を「本件違反行為」といい、個別の物件において受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにする行為を「受注調整」という。）

《以下略》